

かわら版

(この資料は全部お読みいただいても 60 秒です)

給与所得者の所得税定額減税の実務のポイント

1 定額減税対象者と定額減税額の算定

給与所得者に対する定額減税は、2024 年 6 月 1 日現在、給与支払者のもとで勤務している人のうち、給与等の源泉徴収において源泉徴収税額表の甲欄が適用される居住者の人(その給与の支払者に扶養控除等申告書を提出している居住者の人)に給与等を支払う際に源泉徴収税額から 3 万円を控除する方法で行われます。

さらに給与所得者の同一生計配偶者及び扶養親族(所得金額 48 万円以下で国内に居住)も給与所得者から 1 人当たり 3 万円が控除されます。

(事例 給与所得者本人と 3 人の扶養親族等の場合は、所得税の定額減税の合計額は 12 万円(3 万円 + 3 万円×3)となります。)

2 月次減税事務

事例の場合は定額減税額 12 万円を 6 月以降の給与及び賞与の源泉税から 12 万円に達するまで順次控除を行います。なお月次減税事務においては、国税庁 HP に掲載されている「各人別控除事績簿」を用いて各人別の月次減税額と控除未済額等を管理することが必要です。(給与ソフトを利用する場合はソフトの様式で可)

3 年末調整時の減税事務

給与所得者ごとの年調年税額の計算は、扶養控除等申告書や配偶者控除申告書などから、6 月 2 日以降の出産や子供の就職等による扶養人数の異動を加味し、年末調整を行う時の現況における同一生計配偶者及び扶養親族の人数を増減して定額減税の合計額を求めます。

4 住民税の定額減税

1 人当たり 1 万円(事例の場合は合計 4 万円)の住民税の定額減税は、市町村から送付される特別徴収税額の決定通知書に基づき、2024 年 6 月分の特別徴収は行わず、定額減税を控除した後の年税額を 2024 年 7 月から 2025 年 5 月までの 11 か月で均等に徴収します。)

定額減税についての解説資料や動画等が国税庁の定額減税特設サイトに掲載されている他、税務署の説明会やコールセンターも設置されていますのでご活用下さい。